



職業評価

～高次脳機能障害～

高次脳機能障害者の就労支援に関わる地域の機関を応援します

◇ 職業評価とは

高次脳機能障害者で就労を希望される方に、地域の支援機関（就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所など）からの依頼に基づき、ご本人の障害特性、意欲や社会性、職業適性、基礎能力評価、作業評価などについて、毎週月曜日と木曜日の原則 20 回、通所による職業評価を行っています。評価結果については、ご本人と支援機関に対し文書で報告します。

◇ 評価の内容

障害特性評価

- ・相談者の障害特性、障害による移動・コミュニケーション・作業制限、必要な補助器具、支援上の留意点など

心理評価

- ・検査及び面接による評価
（知能検査、神経心理学的検査、対人関係、意欲や社会性、障害の理解など）

職業適性検査

- ・厚生労働省編一般職業適性検査
（仕事を遂行する上で代表的な能力を測定し、のぞましい職業選択の目安とするものです。）

基礎能力評価

- ・漢字の読み書き、電卓計算（見取り算）、体力等身体状況

作業評価

- ・電卓計算、集計作業、PC によるデータ入力などの事務的作業
- ・ボールペン組み立て、郵便仕分け、品出し・棚戻しなどの作業系業務評価



報告の内容

- ・配慮事項や対処方法の助言
- ・職業生活に関する課題の整理
- ・就労支援の方向性についての具体的な提案

◇ 利用の対象となる方

- 障害者手帳の有無を問わず、高次脳機能障害のある方
※医療機関から高次脳機能障害という診断を受けている必要があります。
- 年齢が15歳から65歳未満の方
- 単独で交通機関を利用して、認知面、身体面ともに安全に通所できる方
- プログラムの内容を十分に理解し、利用の意思を持つ方

◇ 利用期間と利用日数

- 利用回数は原則20回です（月曜日・木曜日）。通常、3か月程度です。
- 体力や通所経路などを考慮し、利用時間や利用日数はご相談の上、決定します。

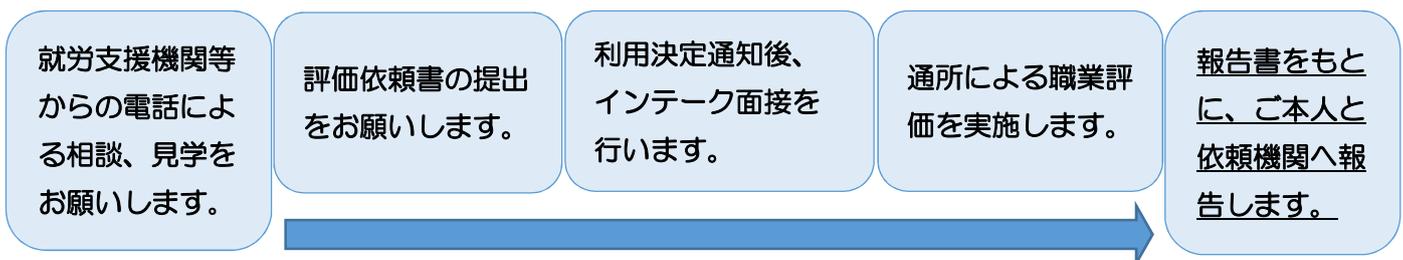
◇ 担当スタッフ

- 作業療法士、言語聴覚士、福祉職、心理職などの専門職チームが担当します。

◇ 費用

- 「職業評価」の利用にかかる費用は無料です。通所に必要な交通費、昼食代は自己負担です。工賃はありません。

◇ ご利用の手順



【問い合わせ先】

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 就労支援担当

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）13階

TEL 03-3235-2951 / FAX 03-3235-2957